

【水災害対策プラン進捗管理（一覧表）】江尾江川（2 / 3）

施策名	機関	施策内容	進捗状況	現在までの進捗状況	施策実施に係る課題	課題への対応方針 今後の予定	スケジュール																
							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降						
①-13 道路の適切な維持管理	富士土木	・雨水を速やかに下流に流すことにより住宅地域での溢水による内水被害を軽減するため、道路排水施設における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	継続的に実施	・グレーチングのつまりや側溝内部の土砂等堆積状況について、パトロール等で確認を行い適切な維持管理に努めている。	—	・必要な排水機能を確保するため、引き続きパトロール等で状況を確認しつつ、必要に応じて清掃等を実施する。																	
	富士市 (道路維持課)		継続的に実施	・側溝や暗渠の堆積した土砂の撤去を行った。	・状況を把握するため、定期的な現場確認等が必要となる。	・引き続き、地元からの要望、道路側溝等の巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。																	
①-14 貯留施設の適切な維持管理	富士市 (河川課) (農政課)	・貯留機能を保全し江尾江川下流域での浸水被害を軽減するため、既存調整池における堆積土砂撤去等の適切な維持管理を行う。	継続的に実施	・調整池の確認・点検を実施した。(R7.6、R7.8) ・地区上流域にある貯留施設において、堆積土砂及び流木撤去を実施。(愛鷹調整池R8.3完了予定、万騎沢調整池R7.12完了) ・愛鷹調整池のカメラ設置などの施設改修により、常時監視による堆積状況の確認や迅速な維持管理が可能となった。	・状況を把握するため、定期的な現場確認等が必要となる。	・引き続き、地元からの要望、巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。																	
①-15 農地の保全・維持 (流出抑制・湛水防除)	富士市 (農政課) [富士農林]	・河川等への雨水流出を抑制することにより農地における湛水量の軽減と住宅地域からの雨水流入量を確保できるよう、農地を適切に保全、維持する。 ・更なる雨水流出を抑制するため、台風等の豪雨が予想される際の農地における事前取水停止や事前排水等を検討する。	継続的に実施	・揚水機場の圧送ポンプは土地改良区役員により管理されており、大雨が想定される場合は圧送ポンプの運転を止め、水田への送水を事前に停止するよう、土地改良区へ継続して要請している。	・ポンプの適切な管理を継続するため、管理者を継続的に確保する必要がある。 ・ポンプの運用について、土地改良区及び耕作者の理解が必要となる。	・引き続き、適切なポンプの運転管理と、管理者の継続的な確保を土地改良区に対してお願いしていく。																	
①-16 森林の保全・維持 (浸透能力の向上)	富士市 (林政課) [富士農林]	・江尾江川上流部からの雨水流出や土砂流出を抑制し、河川氾濫や住宅地域での内水被害を軽減するため、森林を適切に保全、維持する。	継続的に実施	・富士市森林整備計画に基づく、整備対象面積10,136haのうち令和6年度末時点での民有林間伐面積8,646ha完了。	・森林の整備を進めるにあたり、林業就業者の高齢化に加え、就業者の慢性的な不足が続いているため、新たな担い手の確保が喫緊課題である。 ・本市の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているが、木材価格の低迷などにより森林整備が進んでいない。	・今後も、計画的に森林整備を推進し、雨水や土砂の流出抑制を促進するとともに、地域の安全性の向上を図る。 ・森林環境譲与税を活用して、私有林等の森林整備を推進し、森林資源の循環利用を図る。																	
①-17 新たな流域対策の掘り起こし	本協議会構成員 (全員)	・本プランに基づき、各種関係団体の取組状況の進捗を把握するとともに、新たな流域治水に係る取組についても掘り起こしを進める。	継続的に実施	・橋水道吉原沼津線稲田給橋の直上流に断面変化点があり、流木等が堆積し下流阻害の原因となっていたため、緩やかに擦り付けるよう、角部の撤去工事を実施。 ・令和5年6月の豪雨において、江尾江川からの溢水防止のため、地元水防団が設置した土のうを強化するため、土のうの嵩上げや補強を行った。 ・河川水位状況等の把握や水防活動のため、河川管理道への通路設置を地区から要望を受けたことから、公園管理者の承諾を得て、地先公園から江尾江川へ至る通路を設置した。(令和6年3月完了) 江尾江川への階段：富士土木 公園出入口設置：富士市河川課	・住民が利用するため、安全について配慮する必要がある。 ・常に通路及び出入口が使用できるように、管理する必要がある。	・安全利用について説明・周知をする。 ・関係各課や住民により、維持管理をする。																	
2.被害対象を減少させるための対策																							
②-1 立地適正化計画における防災指針に基づく取組の推進	富士市 (都市計画課)	・立地適正化計画の居住誘導区域等における防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」に基づく取組を推進する。	継続的に実施	・近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応にあたり、災害リスクを踏まえた誘導区域の設定による居住者の安全や都市の防災に関する機能を確保するため、令和6年3月に改定した立地適正化計画に「防災指針」を位置付け、防災・減災まちづくりに向けた取組を推進している。取組の一環として、立地適正化計画の周知を図るため、庁舎2階市民ホールにてパネル展示を行った。	・市民・開発事業者等に対して、計画の内容を効果的に周知する必要がある。	・引き続き、ウェブサイトや広報紙等の掲載、パネル展示を行い計画内容の周知を図る。 ・居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築に対する届出制度等により、誘導区域への緩やかな居住誘導を図るとともに、防災指針の取組として位置付けた「江尾江川水災害対策プラン」に基づく取組を推進する。 ・今後、概ね5年ごとに成果を検証し、立地適正化計画の見直しを図る。																	
②-2 住宅の浸水防止のための住宅改良に関わる資金借受けの利子補給	富士市 (住宅政策課)	・「富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金制度」を活用し、住宅地盤の嵩上げへの支援を行う。	継続的に実施	・本補助金の交付対象は、①浸水住宅改良工事(地盤改良や盛土等)②被災後の住宅の建設や購入③被災後の住宅の修繕としている。補助金の交付実績は②と③のみ ・静岡県東部地震(平成23年3月15日発生、最大震度6強)に伴う交付の実績以降、申請はない(同地震における交付は令和3年度で完了済) ・本制度に関する問合せは、年間1~2件程度 ・令和5年度に補助金のチラシを作成し、防災に関するイベントで配布	・各自で浸水住宅改良工事を行い、災害に備えることを周知しているが、認知不足が懸念されるため、更なる周知活動が必要と思われる。 ・住宅地盤の嵩上げは、住宅の建替え、新築に合わせて実施することが多いため、対象工事を実施すると初期費用が高額となってしまう。	・補助金の認知度向上に向け、周知の工夫(防災イベント等でのチラシ配布、雨水浸透・貯留施設設置費補助金などの関係補助金と合わせた周知など) ・浸水想定区域内の住民に向けた地盤改良や盛土等の必要性の周知 ・補助制度の見直しの検討																	
3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策																							
③-1 洪水浸水想定区域図の作成・公表・区域の指定	富士土木	(江尾江川の洪水浸水想定区域図を令和4年6月に公表済み。)	実施中	・令和4年6月30日に江尾江川の洪水浸水想定区域図を公表済み。 ・令和7年3月31日に区域を指定。	—	・洪水浸水想定区域の指定については、令和6年度中の指定に向け準備を進めている。																	
③-2 雨水出水浸水想定区域図の作成・公表	富士市 (河川課)	・雨水出水による浸水リスクを周知するため、下水道区域内における雨水出水浸水想定区域図を作成し公表する。	完了	・令和5年6月に雨水出水浸水想定区域図を公表し、富士市ウェブサイトに掲載した。 ・防災アプリ「防災ふじ」に掲載した。 ・電子地図を活用した情報配信サービス「ふじタウンマップ」に掲載した。 ・ハザードマップの作成に合わせ、2分割から4分割に細分化及びファイルサイズを変更し、利便性の向上を図った。	・特になし	・特になし																	
③-3 宅地建物取引業団体等への水害リスク情報提供	富士土木 富士市 (建築土地対策課) [防災危機管理課] [河川課]	・不動産購入者や居住者等に対して水害リスクを周知するため、宅地建物取引業団体等へ水害リスク情報を提供する。	継続的に実施	・土地利用承認・開発許可申請時において、意見書に水害リスクについて把握するよう代理人(設計者)を通して周知している。 許可件数 0件 (R2.4~R7.12) ・土地利用・開発相談時においても水害リスクについて把握するようハザードマップ等の周知に努めている。	—	・継続していく																	
③-4 水害ハザードマップの作成・公表	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	・浸水範囲や浸水深、避難場所や情報伝達方法等を表示したハザードマップの作成、配布を行う。	継続的に実施	・県の公表した洪水浸水想定区域図の確認ができるよう、サイトにリンク先を掲載した。 ・洪水予報河川及び、水位周知河川のハザードマップを作成し、対象地域への全戸配布を完了するとともに、対象地区のまちづくりセンターにおいて、配布を行っている。 ・雨水出水浸水想定区域図のハザードマップを作成し、富士市ウェブサイトに掲載及びふじタウンマップに掲載した。 ・内水ハザードマップの配布用として、印刷物を製作した。	・電子媒体での利用促進を図る必要がある。	・パンフレットの配布や住民等にお知らせするなどにより、電子媒体での利用促進を図る。 ・内水ハザードマップは、電子媒体での展開とするため全戸配布は実施しないが、防災アプリ「防災ふじ」や市ウェブサイトを通じて周知する。																	
③-5 マイ・タイムライン等の普及・周知	富士市 (防災危機管理課) [東部地域局]	・「わたしの避難計画」(マイタイムライン)の目的や効果、作成方法等の周知を行い、作成を呼びかけるとともに、作成のためのワークショップ等の支援を行う。	継続的に実施	・毎年開催している富士市防災セミナー(R7.9実施)や、防災啓発イベント「ふじBousai2025(R7.11実施)」等において風水害を取り扱い、富士市で発生した水害や避難方法等の説明や、「マイタイムライン」の重要性等を啓発した。	・市内でも家屋浸水被害等の水害が複数の地区で発生していることから、住民1人1人が大雨時の行動を考えておく必要性の更なる周知が必要。	・防災講座等の場において風水害時の行動を啓発する。併せて、洪水ハザードマップ(逃げどきマップ)や、防災アプリ「防災ふじ」を活用し水害リスクの周知及びマイタイムラインの必要性を啓発していく。																	



